

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市水とみどりの審議会				
事務局 (担当課)		水みどり環境課 電話042-769-8242(直通)				
開催日時		平成31年3月19日(火) 13時30分~16時30分				
開催場所		相模原市民会館2階 講習室				
出席者	委員	9人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	10人(環境共生部長、水みどり環境課長、公園課長、他7人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開会 2 議題 (1) 報告事項 ・公園樹木等維持管理計画の策定について ・緑地管理マニュアルの策定について ・市民協働によるモニタリング調査の公表について (2) 次期「水とみどりの基本計画・生物多様性さがみはら戦略」の素案作成に向けた具体的な施策について (3) 生物多様性に配慮した新条例の構成及び内容について 3 その他				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

- ・公園樹木等維持管理計画の策定について

事務局による説明の後、質疑応答を行った。

計画のP18に「ぶつ切り」という表現が使われているが、イメージ的なものもあるので、「強剪定」のような表現にすることは可能か。

この表現は、主に造園業者が使用している表現であるため、適切な表現となるように調整したい。

計画のP19にある「倒木」の件数は、老木化して自然に倒れた木の数としているのか。

台風以外の強風やキノコの発生による倒木も含まれている。

台風による倒木は、どの程度あるのか。

昨年台風24号の時は、100を超える公園で約300本の倒木が発生しているが、この24号の数は、異例なほど多かったものと認識している。

この計画における「倒木」には、ある程度の強風も考慮するということがよいか。

ご認識のとおりである。

前回の審議会の中で、パトロールの回数を増やしているとの話があったが、そうした内容についてはどうか。

計画のP42に、点検に関する内容を記載しており、日常点検のほかにも定期点検や特殊点検を設定し、点検体制の強化を図っている。

P58の生物多様性に関する記載については、前回の審議会でも在来種に関する内容があったかと思うが。

在来種に限定した植栽というご意見をいただいたところであるが、公園の機能や効果、実態を考慮すると、在来種に限定することは困難であるため、在来種以外でも植栽可能としつつ、外来種は避ける方向としている。

病害虫に関するリスク、具体的にチャドクガなどの対応はどうか。

基本的には、今後、植栽する樹木には病害虫のリスクがある樹木は避けることとしている。

病害虫の生物多様性への影響はどうか。

計画のP59にあるように、薬剤散布は必要最低限にすることとしてい

る。例えば毛虫は人力で回収するほか、樹木ごと伐採するなどに対応することとしたい。

・緑地管理マニュアルの策定について

事務局による説明の後、質疑応答を行った。

マニュアルP28「萌芽更新」について、「やぶを形成して」という表現があるが、これは放っておくという意味か、意図的にやぶを形成するという意味か。

この内容は、いわゆる「コラム」として掲載しているもので、例示として捉えていただきたい。

コラムとしてではあるが、分かりやすい表現となるよう工夫できないか検討いただきたい。

樹木に関する要望が全体の54%ととても高い。管理緑地における5つの課題は、この54%の要望が多くを占めるのか。

管理緑地の課題は、この54%以外の46%も含まれており、例えばキアシドクガに関する要望が多かった。

樹木以外の要望に対しても、このマニュアルでカバーされているという認識でよいか。

ご認識のとおりである。

このマニュアルの適用を受けるのは、水みどり環境課の管理する緑地のみであるのか。

このマニュアルは、公園課、津久井地域環境課が管理する緑地も対象となる。

このマニュアルに基づき緑地等の手入れをするのはどこになるのか。

市だけでなく、活動団体を含めて一体的に進めていきたい。市の内部での所管課は、場所によって様々であるが、このマニュアルに関するものとしては、まずは水みどり環境課へご連絡いただければよい。

流木等の再利用については、団体でも活用させていただいているが、ものによって持ち出し可能、不可能があったと記憶している。マニュアルに持ち出し可能と記載して問題ないのか。

市側でも再利用については課題事項と認識しており、みなさんと一緒に考えていきたいと考えている。

・市民協働によるモニタリング調査の公表について

事務局による説明の後、質疑応答を行った。

公表に向けたイメージは、どの程度固まっているのか。例えば、イメージ

にある「天候」では、実際の天気より気温等の方が重要度としては高いと思われるが。

今回提示したものは、あくまでイメージであるため、具体的な掲載項目等は調査者と協議を進めていく。

モニタリング開始当初と話が変わってきている。曖昧な状態のまま公開するより、各団体の情報を全て公開する前提で団体間の話し合いをすべきではないか。また、公開を焦る必要もないのではないか。

当初の予定では、1月末までにモニタリング調査結果が提出される予定であったが、遅れもあって2月中旬までかかってしまった。公開にあたっては、調査者と十分に協議しながら進めていく。

公開までのプロセスは、十分に調査者と協議しながら進めていく必要がある。公開すること自体は問題ないが、公開方法や情報の内容については、精査して決定することとしてよいのではないか。

調査者によって思いや重点と考えているポイントが違うので、それを相互理解した上で進めていくべきである。

(2) 次期「水とみどりの基本計画・生物多様性さがみはら戦略」の素案作成に向けた具体的な施策について

事務局による説明の後、質疑応答を行った。

生物多様性の主流化と環境教育は、内容として合致してしまう部分があるので、生物多様性に特化した施策と生物多様性に寄与する施策を分けるのは困難なのではないか。

内容が重複することはあると思うが、区別等が分かりやすい表現となるよう工夫していきたい。

生物多様性の保全は、種数によって左右されるものではないため、具体的な数値等を記載する必要はなく、「豊かな自然」等の表現でよいのではないか。

次期計画における表現は、今後、より計画の内容が具体化していく中で、書きぶりなども調整していきたい。

(3) 生物多様性に配慮した新条例の構成及び内容について

事務局による説明の後、質疑応答を行った。

条文の内容は、今後も審議対象とするのか。

次回、計画の素案を示すタイミングに合わせて、条例の内容を条文形式ではなく、内容が分かる形で示していきたい。

次回は、いつ頃になるのか。

次回は、次年度の1回目として5月頃を予定しており、そこで示せるように

準備を進めたい。

生物多様性の定義は、生物多様性基本法と同一か。

生物多様性の概念として違和感がある。

ご指摘のとおり、生物多様性基本法と同一の内容としている。

法律的な部分で、上位法律との整合や記載方法に制限が生じてしまうことは分かるが、できるだけ分かりやすく正確な表現として方が良い。

事務局としても、できるだけ分かりやすい表現としたいところであるが、他の法令等との整合を図らなければならないのも事実であり、学識の委員には専門的な知見から別途、ご意見を求めたい。

里地里山においては、県の里山条例との整合も考慮しなければならないが、そのあたりは大丈夫なのか。

事前に県に確認を行い、県条例との不整合が生じないことは確認している。

各条文の定義や根拠は、次回の審議会にてその参考資料を提示してもらいたい。

3 その他

事務局から、次回の会議日程等について説明した。

以 上

水とみどりの審議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	田淵 俊人	玉川大学農学部 教授	会長	出席
2	南 正人	麻布大学獣医学部 准教授		出席
3	吉永 龍起	北里大学海洋生命科学部 准教授		出席
4	鈴木 千景	公募委員		出席
5	秋永 真里子	特定非営利活動法人境川の斜面緑地を守る会 理事		出席
6	飯塚 裕美	特定非営利活動法人みどりのお医者さん		欠席
7	熊谷 達男	「小松・城北」里山をまもる会 副会長		出席
8	高橋 孝子	特定非営利活動法人相模原こもれび 理事長	副会長	出席
9	野口 恭夫	相模原商工会議所 3号議員 (東京ガス株式会社神奈川西支店 支店長)		出席